

FAX:03-6261-9032

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでも
ご利用可能です。(TAP 実務セミナー Q) または ➡



税理士・事業承継コンサルタントのための『事業承継実務講座』

申込用紙

ご記入月日	年 月 日	受講形態	☐ 会場受講 ☐ オンライン(録画)受講 ※第2講座のみ東京アプレイザル本社(麹町)会場になります。
ふりがな		ふりがな	
事務所名 または会社名		参加者名	
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL	※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX	
業 種		E-mail	※必ずご記入ください。
認定区分	AFP ・ CFP [®] 番号() ※2025年10月5日(日)までにお申込みされた方には「日本ファイナンシャル・プランナーズ協会」の「継続教育研修受講証明書」をお渡しします。 ご希望の方は、お申込み時に「AFPもしくはCFP」の区分と番号をご記載ください。		
☐ TAP実務家クラブ会員 ☐ 定額制クラブ会員 ☐ TAPオンラインセミナー会員 ☐ TAP実務セミナー利用券 ☐ 相続診断士 ☐ 上級相続診断士 認定番号() ☐ 一般 「相続診断士」「上級相続診断士」の方は必ずご記入ください。			

下記の講座を申込みます。(ご希望の講座の□にレ印、TAPセミナー利用券使用の場合は番号をご記入ください。)

第1講座	12/19	☐	No.	第3講座	1/24	☐	No.
第2講座	1/16	☐	No	第4講座	2/7	☐	No .

<オンライン(録画)受講>

【配信開始日】

収録後、3営業日頃を目安に配信を開始する予定です。

【ご視聴期間】

全講座[2025年10月9日(木)23時59分まで]となります。

※配信期間中は何度でもご視聴いただけます。

※動画のご視聴にはインターネット回線が必要となります。

※「視聴専用URL」はお申込みの際にご連絡いただいたメールアドレスに
お送りしますので必ずご記載ください。

※配信期間中のお申込みも承ります。視聴専用URLにつきましては、
お申込後3営業日以内にお送りいたします。

なお、お申込みのタイミングによってはご視聴期間が短くなる場合が
ございますので予めご了承ください。

※お申込み期限は全講座[2025年10月5日(日)23時59分まで]となります。

★TAPオンラインセミナー会員の方は、本セミナーのお申込みは不要です。

配信開始日以降、「専用ページ」よりご視聴いただけます。

【お問合せ先】

TAP 株式会社 東京アプレイザル

TEL.03-6261-9031/FAX.03-6261-9032

☐ <https://tap-seminar.jp> ☑ seminar@t-ap.jp

<会場受講> 保険サービスシステムHD

本社セミナールーム(日比谷・有楽町)

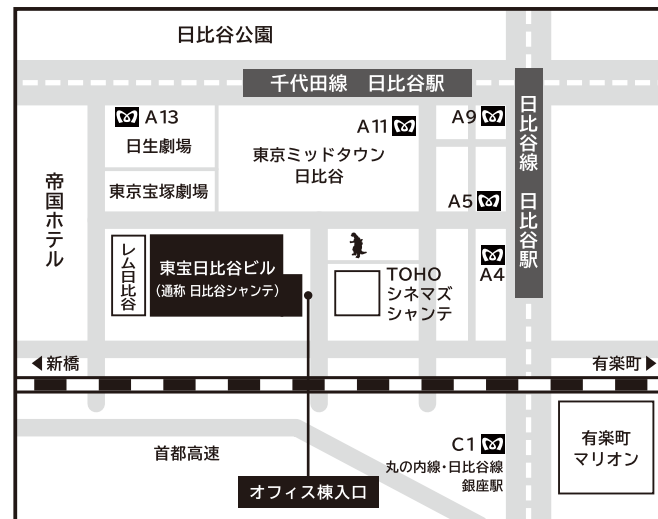
※第2講座のみ東京アプレイザル本社(麹町)会場になります。

【所在地】東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル17F

【交通アクセス】

日比谷駅(日比谷線・千代田線) A5出口徒歩2分、A4出口徒歩4分、A11出口徒歩5分
JR有楽町駅 日比谷口より徒歩7分

日比谷ジャンテの入口に向かって左奥が、東宝日比谷ビルのオフィス棟となります。



会場受講特典

配信日より約1ヶ月限定で視聴できる
オンライン動画をお送りいたします。

会場受講

オンライン(録画)受講

FP 継続教育
単位認定講座

知の宝庫
TAP実務セミナー

顧問先やクライアントからの相談に
円滑に対応するための知識を網羅的に習得！



税理士・事業承継コンサルタントのための

事業承継実務講座

<全4講座>



■受講形態 | 会場(保険サービスシステムHD)受講<定員44名>/オンライン(録画)受講<定員なし>

■オンライン申込期限 | 全講座[2025年10月5日(日)23時59分まで]

■オンライン視聴期限 | 全講座[2025年10月9日(木)23時59分まで]

各講座16,000円

全講座一括申込で通常価格64,000円のところ**24,000円引きの40,000円**

※表示価格は資料代・税込です。「各会員割引」に該当する方は上記料金から更に割引となります。

会員割引

無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPオンラインセミナー会員
※4枚使用 ※会場受講は60%off
60%off: TAP実務家クラブ会員、相続診断士、上級相続診断士(一般社団法人相続診断協会)

その他(AFP・CFP認定者)限定割引もございます。詳細は、日本FP協会マイページよりお申込みくださいませ。

第1講座 | 2024年12月19日(木) 14:00～16:00

中小企業庁で事業承継税制の改正を指導した事業承継のプロが教える！ 新事業承継税制の概要と手続き



講師 | 北澤 淳 氏 株式会社YUIアドバイザーズ コンサルタント 税理士

2011年 税理士法人山田＆パートナーズ入社／2016年 中小企業庁事業環境部財務課に税務専門官として採用。事業承継税制(特例措置)・個人版事業承継税制の創設、同税制の前提となる経営承継円滑化法の政省令改正、マニュアル作成等を行う。／2021年 北澤淳税理士事務所開設／同年 株式会社YUIアドバイザーズコンサルタント就任

ごあんない	講座案内
令和9年12月31日で期限を迎える事業承継税制(特例措置)について、その全体像と適用要件について学んだうえ、具体的な手順、すなわち都道府県知事に対する特例承継計画の確認申請及び認定申請、贈与税・相続税の税務申告について、順を追って解説します。事業承継税制の適用後における5年間毎年の報告・届出、5年経過後の届出についても忘れてはならない重要業務として理解しておく必要があります。本講座では、新事業承継税制の概要と手続きについて、法制度創設に関わった講師から学ぶことができます。	【第1部】事前対策編 【1】新事業承継税制の全体像と適用要件・取消事由 【2】特例承継計画の確認申請 【第2部】実行編 【3】贈与実施又は相続の開始に伴う認定申請 【4】贈与税・相続税に係る納税猶予の申告 【5】年次報告・実績報告 【6】納税猶予の免除と切替確認

第2講座 | 2025年1月16日(木) 14:00～16:00

中小企業庁で事業承継税制の改正を指導した事業承継のプロが教える！ 事業承継法務の基礎



講師 | 伊藤 良太 氏 弁護士法人フォーカスクライド東京オフィス パートナー弁護士

2010年 司法試験合格。2011年 最高裁判所司法研修所修了(新第64期)／2012年 弁護士登録。ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事／2015年 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課に課長補佐として採用。下記の事業承継関連施策の立案・執行等を担当～平成27年経営承継円滑化法改正・平成28年事業承継ガイドライン(案文執筆)・平成29年度税制改正(事業承継税制)・事業承継補助金・事業承継ネットワーク構築事業～／2017年 ベイス法律事務所 設立(第二東京弁護士会所属)／2019年 弁護士法人フォーカスクライドにパートナー弁護士として加入

ごあんない	講座案内
いわゆる節税対策が目玉されがちな事業承継ですが、少数株主対策や遺産分割・遺留分対策などの法務対策も非常に重要です。本講座では、事業承継におけるどのような部分に法律上のリスクがあるのか、そして、法的リスクをどのように回避するのかを、基礎的な内容から説明します。また第2部では、また法的な対応によってどのように顧客のニーズを満たすことができるのか、発展的な内容の説明と、法務対応事例を紹介します。	【第1部】 【1】事業承継法務の基礎 【2】事業承継における法的リスクの所在と対応 【第2部】 【3】各種制度を活用した柔軟な事業承継対策 【4】事業承継法務に関する事例紹介



第2講座のみ、会場受講が東京アプレイザル本社セミナールーム(麹町)になります。
【所在地】東京都千代田区二番町5-5 番町フィフスビル4階

第3講座 | 2025年1月24日(金) 14:00～16:00

中小企業庁「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会」委員を務める事業承継のプロが教える！ 事業承継税制 留意点とヒヤリハット事例紹介



講師 | 玉越 賢治 氏 株式会社YUIアドバイザーズ 代表取締役／税理士

商工中金(商工組合中央金庫)、㈱リクルートを経て、1994年 株式会社タクトコンサルティング入社／2002年 税理士法人タクトコンサルティング設立 代表社員就任／2012年 株式会社タクトコンサルティング 代表取締役社長就任／2020年 同社 取締役会長就任／2021年 株式会社YUIアドバイザーズ設立 代表取締役社長就任／同年 税理士法人ゆいアドバイザーズ設立 代表社員就任

ごあんない	講座案内
事業承継税制が2009年(平成21年)に創設されて15年、期間10年の特例措置が創設されてからでも6年が経ちました。事業承継税制はその適用要件・事後要件が難しく、一步誤ると損害賠償問題につながると言われ、税理士等からさえも嫌煙されるいっぽうで、採用件数は期待通りとはいかないまでも着実に増え続けています。本講座では、事業承継税制の創設前から事業承継問題に携わってきた講師が、数多くの経験を基に事業承継税制を勧めないケースを取り上げ、予期せぬ落とし穴に嵌らないために法令通達だけでは読みこねせないヒヤリハット事例を紹介します。	【第1部】 【1】事業承継税制の適用要件 【2】事業承継税制適用にあたっての留意点 【3】事業承継税制が使える(適する)会社、適しない会社 【第2部】 【4】事業承継税制の適用を受けない方が良いケース 【5】ヒヤリハット事例紹介

第4講座 | 2025年2月7日(金) 14:00～16:00

財務省主税局出身「事業承継税制の創設」に携わった事業承継のプロが教える！ 事業承継税制、次はどうなる？！



講師 | 高橋 達也 氏 高橋達也税理士事務所 税理士／認定登録 医業経営コンサルタント

税制の企画・立案を行っている財務省主税局に長年勤務し、主に、相続税・贈与税や登録免許税などの資産課税を担当する。特に、「事業承継税制の創設」をはじめ、2015年1月施行の「相続税・贈与税の見直し(基礎控除・税率構造の見直し等)」 「事業承継税制の抜本的見直し」では、その“企画・立案・調整”や“法令案の策定[条文化]”など、税制改正作業の全般にわたって中心的な役割を果たす。

ごあんない	講座案内
事業承継税制は、中小企業の事業承継を集中的に進める観点から、平成30年1月から10年間の特例措置として抜本的拡充が行われ、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例な措置となっています。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限は令和8年3月末まで2年延長されていますが、本特例措置の適用期限(令和9年12月末まで)については「延長を行わない」こととされています。そこで、本講座では、事業承継税制について、創設時(21年度)や大幅見直し時(25年度)の経緯・趣旨・目的のほか、“制度設計時の狙いや悩み”などを振り返りながら、特例措置廃止後(令和10年1月以降)の事業承継税制のあるべき姿について展望します。	【第1部】 【1】事業承継税制の創設・改正を振り返って 【第2部】 【2】特例措置廃止後(令和10年1月～)の事業承継税制を考える ※本講座は、対談形式で行います。 (聞き手)税理士 玉越 賢治 氏(株式会社YUIアドバイザーズ 代表取締役／税理士)